

宮城県埋蔵文化財事務取扱要領

(趣旨)

第1 この要領は、文化財保護法(昭和25年法律第214号。以下「法」という。)及び文化財保護条例(昭和50年条例第49号。以下「条例」という。)に基づく埋蔵文化財に関する事務を円滑に処理するために必要な事項を定めるものとする。

(発掘・遺跡発見等に係る届出)

第2 法第92条第1項の規定による届出は、第1号様式により行うものとする。

2 法第93条第1項の規定による届出は、第2号様式により行うものとする。

3 法第96条第1項の規定による届出は、第3号様式により行うものとする。

(国の機関等が行う発掘・遺跡発見等に係る通知)

第3 法第94条第1項の規定による通知は、第4号様式により行うものとする。

2 法第97条第1項の規定による通知は、第5号様式により行うものとする。

(埋蔵物発見届の提出)

第4 発掘調査等により遺失物法(平成18年法律第73号。)の適用がある埋蔵物を発見した者は、これを当該埋蔵物が発見された土地を管轄する警察署長に提出しなければならない。ただし、埋蔵物の保存上又は学術的な分類整理上、埋蔵物の提出に支障があるときは、第6号様式による埋蔵物発見届の提出をもって埋蔵物の提出に代えることができる。

(鑑査の結果の通知)

第5 宮城県教育委員会(以下「県教育委員会」という。)は、法第102条第2項の規定により、鑑査した物件を文化財と認められた旨を警察署長に通知するときは、併せて当該物件が発見された土地を管轄する市町村教育委員会(地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第百六十二号)第二十三条第一項の規定により地方公共団体の長が文化財の保護に関する事務を管理し、及び執行することとされた場合にあつては、当該地方公共団体の長)に通知するものとする。

(埋蔵文化財保管証の提出)

第6 法第102条第1項の鑑査により文化財と認められた物件は、学術的な分類整理のため必要があるときは、発掘者又は発見者が一時保管するものとする。

2 発掘者又は発見者は、前項の文化財を保管するときは、第7号様式による埋蔵文化財保管証を県教育委員会に提出するものとする。

(譲与)

第7 法第107条又は条例第31条の規定により文化財の譲与を受けようとする者は、第8号様式による出土文化財譲与申請書を県教育委員会に提出するものとする。

附 則

この要領は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成19年12月20日から施行する。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

第1号様式（第2関係）

第 年 月 日 号

宮城県教育委員会教育長 殿

住 所
氏 名 印

埋蔵文化財発掘調査の届出について

埋蔵文化財について発掘調査を実施したいので、文化財保護法第92条第1項の規定により、下記の事項について、関係書類を添付し、別記のとおり届け出ます。

記

- 1 発掘予定地の所在及び地番
- 2 発掘予定地の面積
- 3 発掘予定地に係る遺跡の種類、名称、員数、現状及び時代
- 4 発掘調査の目的
- 5 発掘調査の主体となる者の氏名及び住所（国若しくは地方公共団体の機関又は法人その他の団体の場合は、その名称、代表者の氏名及び所在地）
- 6 発掘担当者の氏名、住所及び経歴
- 7 発掘着手の予定時期
- 8 発掘終了の予定時期
- 9 出土品の処理に関する希望
- 10 その他参考となるべき事項

【添付書類】

- 1 発掘予定地及びその付近の地図（周知の埋蔵文化財包蔵地における発掘の場合は、当該地図に埋蔵文化財包蔵地の概略の範囲を記入したもの）
- 2 発掘担当者が発掘調査の主体となる者以外の者であるときは、発掘担当者の発掘担当承諾書
- 3 発掘予定地の所有者の承諾書
- 4 発掘予定地につき権原に基づく占有者があるときは、その承諾書
- 5 発掘予定地の区域において、石灰石、ドロマイト、耐火粘土、砂鉱等地表に近い部分に存する鉱物につき鉱業権が設定されているときは、当該鉱業権者の承諾書

(第1号様式別記)
別記

| | | | |
|----------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------|-------|
| 1 所在地 | | | |
| 2 調査面積 | | | |
| 土地所有者 | 氏名等： | | |
| 3 遺跡の種類 | 散布地 集落跡 貝塚 都城跡 官衙跡 城館跡 社寺跡 古墳 横穴 墓 その他の墓 生産遺跡 その他の遺跡 () | | |
| 遺跡の名称 | | 員数 | |
| 遺跡の現状 | 宅地 水田 畑地 山林 道路 荒蕪地 原野 その他 () | | |
| 遺跡の時代 | 旧石器 縄文 弥生 古墳 奈良 平安 中世 近世 その他 () | | |
| 4 調査の目的 | a 学術調査 () b 遺跡整備 c 自然崩壊 | | |
| 調査の契機 | d 開発事業：道路 鉄道 空港 港湾 河川 ダム 学校 共同住宅 個人住宅 工場 店舗 住宅兼工場店舗 その他の建物 () 宅地 造成 土地区画整理 公園造成 ゴルフ場 観光開発 ガス・電気・水道 等 農業基盤整備 土砂採集 その他農業 () その他開発 () | | |
| | 備考： | | |
| 5 調査主体 | 氏名： | | |
| | 住所 | | |
| 6 発掘担当者 | 氏名： | | |
| | 住所： | | |
| | 経歴： | | |
| 7 着手予定時期 | 年 月 日 | 8 終了予定時期 | 年 月 日 |
| 9 出土品の処理 | | | |
| 10 参考事項 | | | |

〔注意事項〕 遺跡の種類、遺跡の現状、遺跡の時代、調査の目的及び調査の契機欄は、該当項目を○で囲み、該当項目のない場合は () 内に記入

第2号様式（第2関係）

第 号
年 月 日

宮城県教育委員会教育長 殿

住 所
氏 名 印

埋蔵文化財発掘の届出について

周知の埋蔵文化財包蔵地において土木工事等のための発掘を実施したいので、文化財保護法第93条第1項の規定により、下記の事項について、関係書類を添付し、別記のとおり届け出ます。

記

- 1 土木工事等をしようとする土地の所在及び地番
- 2 土木工事等をしようとする土地の面積
- 3 土木工事等をしようとする土地の所有者の氏名及び住所（法人その他の団体の場合は、その名称、代表者の氏名及び所在地）
- 4 土木工事等をしようとする土地に係る遺跡の種類、名称、員数、現状及び時代
- 5 当該土木工事等の目的、計画及び方法の概略
- 6 当該土木工事等の主体となる者（当該土木工事等が請負契約等によりなされるときは、契約の両当事者）の氏名及び住所（法人その他の団体の場合は、その名称、代表者の氏名及び所在地）
- 7 当該土木工事等の施行担当責任者の氏名及び住所
- 8 当該土木工事等の着手の予定時期
- 9 当該土木工事等の終了の予定時期
- 10 その他参考となるべき事項

【添付書類】

土木工事等をしようとする土地及びその付近の地図並びに当該土木工事等の概要を示す書類及び図面

(第2号様式別記)
別記

| | | | |
|----------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------|-------|
| 1 所在地 | | | |
| 2 面積 | | | |
| 3 土地所有者 | 氏名等： | | |
| | 住所： | | |
| 4 遺跡の種類 | 散布地 集落跡 貝塚 都城跡 官衙跡 城館跡 社寺跡 古墳 横穴 墓 その他の墓 生産遺跡 その他の遺跡 () | | |
| 遺跡の名称 | | 員数 | |
| 遺跡の現状 | 宅地 水田 畑地 山林 道路 荒蕪地 原野 その他 () | | |
| 遺跡の時代 | 旧石器 縄文 弥生 古墳 奈良 平安 中世 近世 その他 () | | |
| 5 工事の目的 | 道路 鉄道 空港 港湾 河川 ダム 学校 共同住宅 個人住宅 工場 店舗 住宅兼工場店舗 その他の建物 () 宅地造成 土地区画整理 公園造成 ゴルフ場 観光開発 ガス・電気・水道等 農業基盤整備 土砂採集 その他農業 () その他開発 () 遺跡整備 | | |
| 工事の概要 | | | |
| 6 工事の主体 | 氏名： | | |
| | 住所： | | |
| 7 施行責任者 | 氏名： | | |
| | 住所： | | |
| 8 着手予定時期 | 年 月 日 | 9 終了予定時期 | 年 月 日 |
| 10 参考事項 | | | |

[注意事項] 遺跡の種類、遺跡の現状、遺跡の時代及び工事の目的欄は、該当項目を○で囲み、該当項目のない場合は () 内に記入

第3号様式（第2関係）

第 号
年 月 日

宮城県教育委員会教育長 殿

住 所
氏 名 印

遺跡発見の届出について

遺跡と認められるものを発見したので、文化財保護法第96条第1項の規定により、下記の事項について、関係書類を添付し、別記のとおり届け出ます。

記

- 1 遺跡の種類
- 2 遺跡の所在及び地番
- 3 遺跡の所在する土地の所有者の氏名及び住所（法人にあってはその名称、代表者の氏名及び所在地）
- 4 遺跡の所在する土地の占有者の氏名及び住所（法人にあってはその名称、代表者の氏名及び所在地）
- 5 遺跡の発見年月日
- 6 遺跡を発見するに至った事情
- 7 遺跡の現状
- 8 遺跡の現状を変更する必要があるときは、その時期及び理由
- 9 出土品のあるときは、その種類、形状及び数量
- 10 遺跡の保護のため執った、又は執ろうとする措置
- 11 その他参考となるべき事項

【添付書類】

遺跡が発見された土地及びその付近の地図並びに土木工事等により遺跡の現状を変更する必要があるときは、当該土木工事等の概要を示す書類及び図面

(第3号様式別記)

別記

| | |
|---------|-------------------------------------------------------------|
| 1 遺跡の種類 | 散布地 集落跡 貝塚 都城跡 官衙跡 城館跡 社寺跡 古墳 横穴 墓 その他の墓 生産遺跡 その他の遺跡 () |
| 遺跡の時代 | 旧石器 縄文 弥生 古墳 奈良 平安 中世 近世 その他 () |
| 2 所在地 | |
| 3 土地所有者 | 氏名等： 住所： |
| 4 土地占有者 | 氏名等： 住所： |
| 5 発見年月日 | |
| 6 発見の事情 | 土木工事中 () 分布調査 試掘調査 その他 () |
| 7 遺跡の現状 | 宅地 水田 畑地 山林 道路 荒蕪地 原野 その他 () |
| 8 現状の変更 | 時期： 年 月 日 ～ 年 月 日 理由： |
| 9 出土品 | (種類・形状・数に記入量) |
| 10 保護措置 | |
| 11 参考事項 | |

[注意事項] 遺跡の種類、遺跡の時代、発見の事情及び遺跡の現状欄は、該当項目を○で囲み、該当項目のない場合は () 内に記入

第4号様式（第3関係）

第 号
年 月 日

宮城県教育委員会教育長 殿

住 所
氏 名 印

埋蔵文化財発掘の通知について

周知の埋蔵文化財包蔵地において土木工事等のための発掘を実施したいので、文化財保護法第94条第1項の規定により、下記の事項について、関係書類を添付し、別記のとおり通知します。

記

- 1 土木工事等をしようとする土地の所在及び地番
- 2 土木工事等をしようとする土地の面積
- 3 土木工事等をしようとする土地の所有者の氏名又は名称及び住所
- 4 土木工事等をしようとする土地に係る遺跡の種類、名称、員数、現状及び時代
- 5 当該土木工事等の目的、計画及び方法の概略
- 6 当該土木工事等の主体となる国の機関等の名称、代表者の氏名及び所在地
- 7 当該土木工事等の施行担当責任者の氏名及び住所
- 8 当該土木工事等の着手の予定時期
- 9 当該土木工事等の終了の予定時期
- 10 その他参考となるべき事項

【添付書類】

土木工事等をしようとする土地及びその付近の地図並びに当該土木工事等の概要を示す書類及び図面

(第4号様式別記)
別記

| | | | |
|----------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------|-------|
| 1 所在地 | | | |
| 2 面積 | | | |
| 3 土地所有者 | 氏名等： | | |
| | 住所： | | |
| 4 遺跡の種類 | 散布地 集落跡 貝塚 都城跡 官衙跡 城館跡 社寺跡 古墳 横穴 墓 その他の墓 生産遺跡 その他の遺跡 () | | |
| 遺跡の名称 | | 員数 | |
| 遺跡の現状 | 宅地 水田 畑地 山林 道路 荒蕪地 原野 その他 () | | |
| 遺跡の時代 | 旧石器 縄文 弥生 古墳 奈良 平安 中世 近世 その他 () | | |
| 5 工事の目的 | 道路 鉄道 空港 港湾 河川 ダム 学校 共同住宅 個人住宅 工場 店舗 住宅兼工場店舗 その他の建物 () 宅地造成 土地区画整理 公園造成 ゴルフ場 観光開発 ガス・電気・水道等 農業基盤整備 土砂採集 その他農業 () その他開発 () 遺跡整備 | | |
| 工事の概要 | | | |
| 6 工事の主体 | 機関名： | | |
| | 住所 | | |
| 7 施行責任者 | 氏名： | | |
| | 住所： | | |
| 8 着手予定時期 | 年 月 日 | 9 終了予定時期 | 年 月 日 |
| 10 参考事項 | | | |

[注意事項] 遺跡の種類、遺跡の現状、遺跡の時代及び工事の目的欄は、該当項目を○で囲み、該当項目のない場合は () 内に記入

第5号様式（第3関係）

第 号
年 月 日

宮城県教育委員会教育長 殿

住 所
氏 名 印

遺跡発見の通知について

遺跡と認められるものを発見したので、文化財保護法第97条第1項の規定により、下記の事項について、関係書類を添付し、別記のとおり通知します。

記

- 1 遺跡の種類
- 2 遺跡の所在及び地番
- 3 遺跡の所在する土地の所有者の氏名及び住所（法人にあってはその名称、代表者の氏名及び所在地）
- 4 遺跡の所在する土地の占有者の氏名及び住所（法人にあってはその名称、代表者の氏名及び所在地）
- 5 遺跡の発見年月日
- 6 遺跡を発見するに至った事情
- 7 遺跡の現状
- 8 遺跡の現状を変更する必要があるときは、その時期及び理由
- 9 出土品のあるときは、その種類、形状及び数量
- 10 遺跡の保護のため執った、又は執ろうとする措置
- 11 その他参考となるべき事項

【添付書類】

遺跡が発見された土地及びその付近の地図並びに土木工事等により遺跡の現状を変更する必要があるときは、当該土木工事等の概要を示す書類及び図面

(第5号様式別記)
別記

| | |
|---------|-------------------------------------------------------------|
| 1 遺跡の種類 | 散布地 集落跡 貝塚 都城跡 官衙跡 城館跡 社寺跡 古墳 横穴 墓 その他の墓 生産遺跡 その他の遺跡 () |
| 遺跡の時代 | 旧石器 縄文 弥生 古墳 奈良 平安 中世 近世 その他 () |
| 2 所在地 | |
| 3 土地所有者 | 氏名等： 住所： |
| 4 土地占有者 | 氏名等： 住所： |
| 5 発見年月日 | |
| 6 発見の事情 | 土木工事中 () 分布調査 試掘調査 その他 () |
| 7 遺跡の現状 | 宅地 水田 畑地 山林 道路 荒蕪地 原野 その他 () |
| 8 現状の変更 | 時期： 年 月 日 ～ 年 月 日 理由： |
| 9 出土品 | (種類・形状・数量) |
| 10 保護措置 | |
| 11 参考事項 | |

[注意事項] 遺跡の種類、遺跡の時代、発見の事情及び遺跡の現状欄は、該当項目を○で囲み、該当項目のない場合は () 内に記入

第6号様式（第4関係）

第 号
年 月 日

管轄警察署長 殿

住 所
氏 名 印

埋蔵物発見届

下記の埋蔵物件を遺失物法第4条第1項の規定により届け出ます。

記

| 物件の名称 | 数 量 | 物件の名称 | 数 量 |
|----------------------------|---------------|-------|-----|
| | 平箱 箱 | | |
| 発見者の住所、職業及び氏名 | (調査主体者) | | |
| 発見した土地又は家屋などの所有者の住所、職業及び氏名 | | | |
| 発見の年月日 | 年 月 日 (調査最終日) | | |
| 発見の場所 | (遺跡) | | |
| 発見した土地又は家屋などの所有権を取得した年月日 | | | |
| 発見の原因 | に伴う発掘調査 | | |
| 備 考 | | | |

第7号様式（第6関係）

第 号
年 月 日

宮城県教育委員会教育長 殿

住 所
氏 名 印

埋蔵文化財保管証

別記により発見した埋蔵文化財を、下記により（ ）の負担において貴教育委員会の指示のあるまで責任をもって保管します。

記

| | |
|-----------------------|--|
| 埋蔵文化財の名称及び数量 | |
| 発見の場所及び年月日 | |
| 発掘者及び発掘担当者 (又は発見者) | |
| 保管の場所及び方法 | |
| 保管責任者の住所、氏名及び職業 | |

(注) () 内には、埋蔵文化財の保管に係る費用を負担する者を記載すること。

(第7号様式別記)

別記(出土文化財調書)

| | | | |
|---------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------|-------|
| 1 所在地 | | | |
| 2 調査面積 | | | |
| 土地所有者 | 氏名等： | | |
| | 住所： | | |
| 3 遺跡の種類 | 散布地 集落跡 貝塚 都城跡 官衙跡 城館跡 社寺跡 古墳 横穴 墓 その他の墓 生産遺跡 その他の遺跡 () | | |
| 遺跡の名称 | | 員数 | |
| 遺跡の現状 | 宅地 水田 畑地 山林 道路 荒蕪地 原野 その他 () | | |
| 遺跡の時代 | 旧石器 縄文 弥生 古墳 奈良 平安 中世 近世 その他 () | | |
| 4 調査の目的 | a 学術調査 () b 遺跡整備 c 自然崩壊 | | |
| 調査の契機 | d 開発事業：道路 鉄道 空港 港湾 河川 ダム 学校 共同住宅 個人住宅 工場 店舗 住宅兼工場店舗 その他の建物 () 宅地 造成 土地区画整理 公園造成 ゴルフ場 観光開発 ガス・電気・水道 等 農業基盤整備 土砂採集 その他農業 () その他開発 () | | |
| 備考 | | | |
| 5 調査主体 | 氏名： | | |
| | 住所 | | |
| 6 発掘担当者 | 氏名： | | |
| | 住所： | | |
| | 経歴： | | |
| 7 着手時期 | 年 月 日 | 8 終了時期 | 年 月 日 |
| 9 参考事項 | | | |

出土文化財譲与申請書

第 号
年 月 日

宮城県教育委員会教育長 殿

住 所
氏 名 印

文化財保護法第107条及び文化財保護条例第31条の規定により、下記1の出土文化財について下記2により譲与を受けたいので申請します。

記

- 1 譲与申請出土文化財
 - (1) 品名及び数量
 - (2) 発見の場所、遺跡名及び発見の年月日
 - (3) 発見者の氏名及び住所
 - (4) 発見された土地の所有者の氏名及び住所
 - (5) 文化財として認定された年月日
- 2 譲与申請の理由及び譲与後の取扱い
 - (1) 譲与申請の理由
 - (2) 譲与後に保管する場所、施設及び保管方法
 - (3) 保管責任者となる者の氏名、役職及び連絡先
 - (4) その他参考となるべき事項

[添付書類等]

- (1) 文化財保護法第102条による文化財認定通知の写し
- (2) 出土状況を示す地図、図面、写真、報告書等の資料
- (3) 申請者が市町村教育委員会（地方公共団体の長が文化財の保護に関する事務を管理し、及び執行することとされた場合にあっては、当該地方公共団体の長）である場合は、発見者及び発見された土地の所有者が市町村に対する譲与を了承していることを証する書面
- (4) 申請者が市町村教育委員会（地方公共団体の長が文化財の保護に関する事務を管理し、及び執行することとされた場合にあっては、当該地方公共団体の長）以外の発見者である場合は、発見された土地の所有者が発見者に対する譲与を了承していることを証する書面及び発見者が自ら一括して保存・活用するための施設を有しないときは、別添様式による一括保存についての了解があることを明らかにする書面

(別添様式)

出土文化財の一括保存についての了解書

年 月 日

氏名、住所 印
譲与、譲渡又は寄託を受け一括保存の措置を
行う者の氏名、住所（又は機関の名称、代表
者名及び所在地） 印

下記1の出土文化財を下記2のとおり [] に [譲与・譲渡・寄託] し、一括保存することを了解します。

記

- 1 出土文化財の名称等
 - (1) 出土文化財の名称
 - (2) 出土地名
 - (3) 出土年月日

- 2 一括保存の方法
 - (1) 一括保存のため譲与等を行う場合は、譲与等を受ける者の氏名、住所（又は機関の名称、代表者名、所在地）
 - (2) 保管等を行う施設の名称、所在地、規模、構造の概要及び保管責任者
 - (3) 保存、活用の具体的な内容